**令和７年度**

**（介護予防）小規模多機能型居宅介護**

**公募要項**

**令和７年８月**

**三股町高齢者支援課介護高齢者係**

**１　公募の目的**

三股町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスの整備を行う観点から、令和8年度整備予定の（介護予防）小規模多機能型居宅介護について、サービス提供事業者を指定するために選定するものです。

希望される法人におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

**２　公募対象施設**

（１）応募床数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域密着型サービスの種類 | 整備数 | 定員数 | 対象圏域 |
| （介護予防）  小規模多機能型居宅介護  ※サテライト型を除く | １事業所 | 登録定員数29人以下  （宿泊定員９人まで） | 町内全域 |

（２）併設事業所

　他の介護保険関係事業所の併設については、任意とします。

（３）整備圏域

　建設地については、圏域等の指定は行いませんが、地域密着型サービス事業所として、各圏域の立地バランスを考慮する必要があることから、特に整備の必要性が高いと考えられる圏域の整備について、ご検討をお願いします。また、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域での整備をご検討ください。

（４）整備年度

今回の公募は、令和８年度事業です。原則、令和８年度中に整備事業を完了するものとします。

**３　応募者の資格要件（以下の全ての条件を満たすこと）**

（１）法人格を有している運営事業者であること。

（２）介護保険法(平成９年法律第１２３号）第78条の２第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定）及び第115条の１２第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）の規定に該当しないこと。

（３）整備事業（地域密着型サービス）の運営を直接行う事業者であること。（サービスの委託は、認めません。）

（４）確実な事業実施と運営を行うため、十分な経営基盤、事業に対する知識経験を有すること。

（５）法人の代表者及び役員が、三股町暴力団排除条例（平成23年町条例第18号）に規定する暴力団員等ではないこと。

（６）法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税（市税・法人税並びに消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。

（７）平成29年４月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。

（８）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、町から指名停止措置を受けていないこと。

（９）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく厚生又は再生手続き開始の決定を受けていないこと。

**４　応募要件**

「３　応募者の資格要件」を満たした上で、下記の条件の下、書類の提出をお願いします。

（１）事前協議について

**ア．受付期間　令和７年８月１日（金）から同年８月２９日（金）まで 　　※土日祝を除く。**

イ．協議方法　整備を検討している法人は、必ず上記の期間内において事前協議申込書（共通様式）を高齢者支援課へ提出し協議を行ってください、なお、事前協議を行っていない場合は、応募申込書の受付はできませんのでご了承ください。（必ず事前に連絡をし、日程を調整した上で協議を行ってください。）

ウ．提出方法　高齢者支援課への直接持参又はメールで送信してください。

　　　　※　メールの送信件名は、「公募事前協議申込書」としてください。

E-mail：[kaigo-k@town.mimata.lg.jp](mailto:kaigo-k@town.mimata.lg.jp)

（２）整備計画について

施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、介護保険法、老人福祉法（昭和38年法律第１3３号）、都市計画法（昭和43年法律第10号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を確認し、関係部署・機関と十分打合せを行ったうえで応募してください。（併設施設についても同様とします。）

町では、三股町脱炭素化推進事業を実施しており、再生可能エネルギーの導入等脱酸素の取組を推奨しています。

（３）整備予定地について

ア．整備予定地は、事業者が確保すること。（応募時において確保する必要はありませんが、売買確約書等により事業予定地が確保されていること。）

イ．整備予定地は、原則法人が所有権を有するか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとするが、それによりがたい場合、民間から貸与を受けて設置しても差し支えない。ただし、地上権又は賃借権の設置・登記を行い、賃料に関しては、無料又は極力低額が望ましいこと。

ウ．都市計画法、農地法（昭和２７年法律第２２９号）、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）等の許認可が確実に得られること。（応募前に必ず各担当部署の窓口で（介護予防）小規模多機能型居宅介護整備に際し必要となる手続の確認を行い、【様式７：関係機関等との協議内容報告書】で報告してください。）

エ．災害（土砂・がけ崩れ・洪水・津波等）に関する安全性が確保されていること。

オ．抵当権などの所有権を制限する権利が設定されていないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。ただし、すでに整備予定地を自己所有している場合で当該施設を建設するために設定する抵当権を除きます。

カ　整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込みがあること。なお、地域住民等への説明にあたっては、整備事業者として選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある旨を必ず伝えること。（様式８：事業所開設に係る説明会等実施報告書で報告してください。）

（４）資産計画について

ア．施設整備に係る資金（土地取得資金、土地造成費、施設整備費、設計管理費、設備整備費等）については、全額自己資金が望ましいですが、借り入れを予定している場合はその資金における10分の１以上は、自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは、自己資金とみなしません。

イ．運転資金は、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、全額自己資金が望ましいですが借入れを予定している場合、年間事業の12分の２以上は、自己資金を確保すること。なお、銀行からの借入れは、自己資金とみなしません。

**５　補助制度について**

・補助金を活用した助成制度があります。補助金の申請は令和８年度ですが、補助金の決定を保障するものではありません。補助がない場合があることを踏まえて資金計画を策定してください。

・補助を受けるためには、公募への応募とは別に交付申請、実績報告等の手続が必要となり、関係書類を別途提出していただきます。併設施設で、両施設とも町の補助金を活用する場合は、それぞれの施設ごとに補助協議書を提出してください。

・町の補助は、県の補助金を財源として実施するものです。公募選定された場合にも、県の補助金の交付対象とならなかった場合には、補助対象となりません。また今後、県が補助制度を変更した場合、金額についても予告なく変更される場合があります。

・補助金交付に当たっては、別途、県及び町の補助要綱等に基づいて、補助条件等が付されます。

・交付する補助金はそれぞれの整備に係る各年度の予算配当を条件とし、町の予算額を限度とします。よって、補助対象経費を全額交付できないことがありますのでご承知おきください。

（１）対象補助金　　地域医療介護総合確保基金（県）

（２）対象事業

　　①　地域密着型サービス等整備助成事業

　　②　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

（３）基金の概要（参考：令和７年度の補助基準額）

ア．対象施設：（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

イ．助成単価（補助上限額）：①39,600千円／施設数、②989千円／宿泊定員数

**６　応募の手続**

（１）応募書類の提出

**ア．受付期間　令和７年８月１５日（金）から同年９月１９日（金）まで　※土日祝を除く。**

イ．受付時間　午前９時00分から午後５時00分まで

ウ．受付方法　三股町役場庁舎１階７番窓口（高齢者支援課）に応募申込書を**持参**してください。

エ．提出書類　別紙１「提出書類一覧表」を参照。

※提出書類は提出一覧表の順番にＡ4サイズ（図面等はＡ３版をＡ４折とする）・左綴じで整理し、フラットファイルに書類を綴って提出してください。表紙及び背表紙は、記入例に従って、見本のように貼付してください。また、書類番号のインデックスを貼付ください。（別紙２参照）

オ．提出部数　正本　１部　　副本　８部　（合計　９部）

（副本については、証明書等も含めてすべてコピー可とします。）

カ．留意事項

・町が定めるスケジュールに従って、指定期日までに応募申請に係る必要書類を提出してください。期日を経過したものや必要書類が整っていないものは受け付けることができませんのでご注意ください。

・事前協議において法的規制上等の問題がある場合は、その問題を解決し又は解決のめどを立てたのちに公募の申し込みを行うようにしてください。

**７　審査**

（１）審査は、提出書類及びヒアリング（日程については、書類提出後に個別に通知します。）により行います。

（２）本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。

（３）応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。

（４）審査結果は、町のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

**８　留意事項**

（１）応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

（２）提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は、原則認めません。

（３）提出された書類は、返却しません。

（４）提出された書類は、三股町情報公開条例（平成１３年町条例第３号）の定めにより、公開する場合があります。

（５）選定後の権利譲渡は、認めません。

（６）応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更に重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。

**９　公募スケジュール**※応募法人数等によりスケジュールが変更となる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程 | 事　項 |
| **令和７年８月　１日（金）** | **公募要項公表・事前協議受付開始** |
| **令和７年８月１５日（金）** | **公募受付開始・質問受付開始** |
| **令和７年８月２９日（金）** | **事前協議受付終了** |
| **令和７年９月　５日（金）** | **質問受付終了** |
| **令和７年９月１２日（金）** | **質問・回答内容をホームページに掲載** |
| **令和７年９月１９日（金）** | **公募受付終了** |
| **令和７年１０月** | **三股町地域密着型サービス事業予定者選考委員会によるプレゼンテーション及びヒアリング審査** |
| **三股町地域密着型サービス事業予定者選考委員会による事業者選定（意見聴取）** |
| **令和７年１１月** | **三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会**  **（意見聴取）** |
| **事業者決定（結果通知及び公表）** |
| **令和８年度中** | **着工** |
| **指定申請（事業開始１か月前）** |
| **指定（指定申請後３０日以内）と事業開始** |

**１０　問合せ先**

三股町役場　高齢者支援課　介護高齢者係　（庁舎１階７番窓口）

住所：〒889-1995　宮崎県北諸県郡三股町五本松１番地１

電話：０９８６－５２－９０６２（直通）　　FAX：０９８６－５２－９０６９

E-mail：[kaigo-k@town.mimata.lg.jp](mailto:kaigo-k@town.mimata.lg.jp)

**【別紙１】提出書類一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置予定者 | 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 事務担当者 | 氏名 |  |
| TEL |  |
| E-mail |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **提出書類名** | **備考** | **チェック欄** | |
| **提出** | **町確認** |
| **1** | **公募申請書** | **様式１** |  |  |
| **2** | **事業計画書** | **様式２** |  |  |
| **3** | **事業提案書** | **様式3** |  |  |
| **4** | **法人の登記簿謄本（登記事項証明書）** | 応募申込日前3か月以内の最新のもの |  |  |
| **5** | **法人の印鑑証明書** | 応募申込日前3か月以内の最新のもの |  |  |
| **6** | **定款又は寄附行為** | 応募申込日前3か月以内の最新のもの |  |  |
| **7** | **法人の直近３年間の決算書類** |  |  |  |
| **8** | **法人概要** | | | |
| ① 事業経歴・実績 | 任意様式 |  |  |
| ② 法人の基本的事項 |  |  |  |
| 代表者の経歴 | **様式４** |  |  |
| 管理者（予定者）の経歴 | **様式５** |  |  |
| 組織体制図 | 任意様式 |  |  |
| ③ 法人の概要 | パンフレット等 |  |  |
| ④ 現在運営している介護保険サービスに関する資料（事業内容、事業所概要、特色等） | 任意様式 |  |  |
| ⑤ 納税証明書 |  |  |  |
| 法人（税務署発行） | 納税証明書 |  |  |
| 法人及び代表者（三股町発行） | 滞納のない証明書 |  |  |
| ⑥ 誓約書 | **様式６** |  |  |
| **番号** | **提出書類名** | **備考** | **チェック欄** | |
| **提出** | **町確認** |
| **9** | **開設予定の事業に関する事項** | | | |
| ① 運営規定 | 任意様式 |  |  |
| ② 事業スケジュール（資金調達、工事、人員確保等の開設までの日程表） | 任意様式 |  |  |
| ③ 関係機関との協議内容の報告 | **様式７** |  |  |
| ④ 事業所開設に係る説明会等の実施報告 | **様式８** |  |  |
| ⑤ 従業者の勤務の体制及び勤務体系一覧表 | **様式9** |  |  |
| **10** | **土地・建物に関する事項** | | | |
| ① 位置図（1万分の1程度） | 任意様式 |  |  |
| ② 周辺図（1500分の1程度） | 任意様式 |  |  |
| ③ 土地登記簿謄本（登記事項証明書） | 応募申込日前3か月以内の最新のもの |  |  |
| ④ 建物登記簿謄本（登記事項証明書）   * 新設の場合は不要 | 応募申込日前3か月以内の最新のもの |  |  |
| ⑤ 建物用地の現況写真（排水先、接続道路等周辺の状況が確認できるもの） | 任意様式 |  |  |
| ⑥ 建物の現況写真   * 新設の場合は不要 | 任意様式 |  |  |
| ⑦ 土地・建物の売買・賃借合意書等の写し   * 法人所有の場合は不要 | 任意様式 |  |  |
| ⑧ 土地利用計画書 | 任意様式 |  |  |
| ⑨ 施設配置図 | 任意様式 |  |  |
| ⑩ 建物平面図、立面図 | 任意様式**（様式１０）** |  |  |
| ⑪ 建築（増改築）工事概算見積書 |  |  |  |
| **11** | **資金計画** | | | |
| 1. 資金計画書 | **様式１１** |  |  |
| 1. 収支計画書 | **様式１２** |  |  |
| 1. 資金確保を称する書類   （自己資金：残高証明書借入金：融資確約書、融資予定書等） |  |  |  |
| 1. 備品リスト | 任意様式 |  |  |
| **12** | **原本証明書** | 参考様式１ |  |  |

**【別紙２】**

**インデックスを貼付してください。**

**※８以降は８-①、8－②のようにつけてください。**

**【背表紙の例】**

|  |
| --- |
| 地域密着型サービス公募申込書 |
| 法人名 |
| 法人〇〇会 |

**A４フラットファイル　９部**

４

３

２

１

**地域密着型サービス公募申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 〇〇会 |
| サービスの種類 | （介護予防）  小規模多機能型居宅介護 |
| 事業所名 | 〇〇〇 |

**【表紙例】**